

平成 30 年度 5 月教育委員会議定例会議事日程

日 時 平成 30 年 5 月 18 日 (金)
午前 9 時 30 分より
場 所 町民センター2A クラブ室

1 開会宣言

2 署名委員の指名

3 教育長事務報告

4 付議事項

- (1) 議案第 1 号 平成 31 年度二宮町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について
- (2) 議案第 2 号 二宮町学校運営協議会規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第 3 号 二宮町立一色小学校学校運営協議会委員の委嘱について
- (4) 議案第 4 号 平成 30 年度二宮町一般会計補正予算 (案) について

5 報告・協議事項

- (1) 各種補助金等交付要綱の制定について (報告) 資料No. 1
- (2) 平成 30 年度小・中学校学級編制及び児童生徒数について (報告) 資料No. 2
- (3) その他

* 次回教育委員会議予定

6 閉会宣言

平成30年5月定例教育委員会議 教育長事務報告

(H30.4.27～H30.5.17)

月	日	曜日	内 容
4	27	金	定例教育委員会議
4	27	金	二宮町体育協会総会
5	1	火	政策会議
5	2	水	町村教育長会春の総会
5	9	水	二宮町手をつなぐ育成会総会
5	9	水	第1回教科書採択検討委員会
5	11	金	全国教育長会定期総会
5	12	土	二宮西中学校体育祭
5	12	土	二宮町文化団体連盟定期総会
5	15	火	政策会議
5	15	火	初任者研修会
5	16	水	社会教育委員会議
5	16	水	中地区教職員組合第55回定期大会
5	17	木	地区長研究会（コミュニティスクール説明）

5月政策会議結果報告

平成30年5月1日（火）開催分

【町長から】

各課のイベント情報等について、政策会議・課長会議を通じて共有すること。また、マスコミへの投げ込み（記者発表）を行い、外にしっかりと発信すること。

【主な付議案件】

- (1) 平成31年度県の施策・予算に関する要望（3市3町広域行政推進協議会）について
（政策総務部：協議）
平成31年度県の施策・予算に関する要望事項のうち、3市3町広域行政推進協議会を通じた要望事項について整理した。
- (2) 二宮町外部公益通報に関する要綱（案）概要について（政策総務部：協議）
公益通報者保護法に基づき、外部労働者からの公益通報を受けた時の手続きを定めるための要綱整備について協議した。
- (3) 二宮町職員の公益通報に関する要綱の整備について（政策総務部：協議）
町の行政運営に関して法令違反行為がある、またはそのおそれがある場合に職員が窓口に通報するための要綱整備について協議した。

【情報交換】

- 吾妻山公園を湘南遺産登録に登録申請した。投票により決定する。（政策総務部）
- 5/27（日）に530キャンペーンが開催される。（都市部）
- 4/29～5/31までふたみ記念館が丹沢アートフェスティバルの会場になっている。（教育部）

5月政策会議結果報告

平成30年5月15日（火）開催分

【主な付議案件】

- (1) 平成30年度部の重点施策（事業）及び運営方針に係る
ヒアリングの結果について (政策総務部：協議)
4月に行われたヒアリング結果を確認した。
- (2) 平成31年度県の施策・予算に関する要望（神奈川県町村会）について
(政策総務部：協議)
神奈川県町村会としての要望事項を再確認した
- (3) 生産性向上特別措置法に係る「二宮町導入促進基本計画」
の策定について (都市部：協議)
中小企業の設備投資に係る固定資産税減免特例措置を適用するため、「導入
促進基本計画」を策定します。
- (4) 二宮町し尿等下水道投入施設改修工事实施計画について (都市部：報告)
し尿等下水道投入施設改修工事实施計画が説明された。

【情報交換】

- 二宮町議会選挙及び二宮町長選挙における投票所について、ラディアンは、期日
前投票所（展示ギャラリー）及び当日第1投票所（ミーティング2）となります。
(政策総務部)
- 働き方改革研修について、今年度は、管理・監督者全員、一般職30名程度が
受講します。平成31年度は、一般職全員受講します。 (政策総務部)
- 5/16 11:00より、Jアラートの全国一斉情報伝達試験が実施されます。
(政策総務部)
- 5/11(金)、5/12(土)に、議会報告会が開催されました。 (議会事務局)

教育総務課事業報告

事業報告

(平成30年4月28日～平成30年5月17日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
5月1日	火	小・中学校校長会	役場	9
5月2日	水	特別支援教育担当者会	教育支援室	20
5月6日 ～7日	月～火	小学校修学旅行	日光方面	226
5月12日	土	二宮西中学校体育祭	二宮西中学校	
5月12日 ～14日	土～月	二宮中学校修学旅行	奈良、京都方面	133
5月15日	火	町初任者研修会	町民センター	9
5月16日	水	学校事務連携会議	町民センター	8
5月17日	木	二宮町図書館・学校図書館連絡会議	二宮小学校	13
5月17日 ～19日	木～土	二宮西中学校修学旅行	奈良、京都方面	76

事業予定

(平成30年5月18日～平成30年6月29日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
5月18日	金	総合教育会議	役場	11
5月21日	月	二宮育英会理事会	役場	8
5月23日	水	人権教育担当者会	教育支援室	6
5月26日	土	二宮中学校 汐鳴祭体育の部	二宮中学校	
5月29日	火	ガラスのうさぎ像平和と友情推進委員会	役場	16
6月2日	土	二宮小学校、一色小学校運動会	二宮小学校、一色小学校	
6月7日	木	児童生徒安全対策協議会	町民センター	26
6月14日	木	学校事務連携会議	町民センター	8
6月15日	金	幼・保・小・中一斉避難訓練・引き取り訓練	各園、町立学校	
6月20日	水	心臓病判定委員会	役場	16
6月27日	水	校長会	役場	11

学校給食センター

事業報告

(平成30年4月28日～平成30年5月17日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
5月2日	水	納入物資監査	給食センター	8
5月8日	火	献立会議 (PTA)	給食センター	8
5月10日	木	献立会議 (給食担当者)	給食センター	8

事業予定

(平成30年5月18日～平成30年6月29日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
5月24日	木	新1年生保護者試食会	山西小学校	49
5月30日	水	給食物資納入業務監査	給食センター	6
6月1日	金	献立会議 (PTA)	給食センター	8
6月7日	木	献立会議 (給食担当者)	給食センター	8
6月11日	月	新1年生保護者試食会	一色小学校	21
6月12日	火	新1年生保護者試食会	二宮小学校	104
6月22日	金	学校給食センター運営委員会	給食センター	17
6月27日	水	給食物資納入業務監査	給食センター	6

生涯学習課事業報告（平成30年4月27日～平成30年5月17日）

生涯学習・スポーツ班

月/日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	定員	参加人数
5/1	火	広域連携中学生交流洋上体験研修事業 実行委員会①	はだのこども館	19人	15人
4/29～ 5/13	日～ 日	丹沢アートフェスティバル ①『相澤 るつ子展』～Childhood～	ふたみ記念館	—	83人
4/29～ 5/31	日～ 日	丹沢アートフェスティバル ②『バンブープロジェクト関口展』～竹アート～			
5/16～ 5/31	水～ 木	丹沢アートフェスティバル ③『相澤 秀人展』～Loose Condition～			
5/12	土	第1回子ども会指導者・青少年指導員合同研修会	ラディアン ミーティングルーム2	—	38人
		子どもチャレンジ教室（母の日講座） 『寄木細工で何プレゼントしようかな』	ラディアン ミーティングルーム1	20人	12人
5/15	火	にのみや町民大学 『絵手紙を楽しもう』①	ラディアン ミーティングルーム1	16人	7人
5/16	水	第1回社会教育委員会議	ラディアン ミーティングルーム1	8人	7人

生涯学習課事業予定（平成30年5月18日～平成30年6月28日）

生涯学習・スポーツ班

月/日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	開始時間
5/18	金	環境浄化パトロール②	町内	15:00
5/20	日	子ども会リーダー研修会①	町内	13:30
5/22	火	にのみや町民大学『絵手紙を楽しもう』②	ラディアン ミーティングルーム1	13:30
		にのみや町民大学『真向法（健康体操）』	ラディアン ミーティングルーム2	13:30
6/6	水	青少年指導員連絡協議会②	ラディアン ミーティングルーム2	19:30
6/7	木	武道館利用団体会議	ラディアン ミーティングルーム1	19:00
6/9	土	にのみや町民大学『開運花文字を描きましょう』	ラディアン ミーティングルーム1	13:30
6/13・ 20・27	水	にのみや町民大学 『世相を切る 川柳入門講座』①②③	ラディアン ミーティングルーム1	13:30
6/12	火	にのみや町民大学『身近な害虫の生態を学ぶ』	ラディアン ミーティングルーム1	13:30
6/20	水	生涯学習課・体育協会三役・スポーツ推進委員三 役体育祭打合せ	ラディアン ミーティングルーム1	19:00
6/26	火	広域連携中学生交流洋上体験研修事業 実行委員会②	はだのこども館	15:30

生涯学習課事業報告((平成30年4月27日～平成30年5月17日)

図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	参加者数等
5/11	水	図書リサイクルコーナー	図書館	255冊
5/16	水	ちいちゃいおはなし会	図書館おはなしのへや	子ども12名 大人7名
5/17	木	修理ボランティア	ボランティアルーム	6名49冊
5/17	木	託児サービス	ラディアン保育室	0人
5/17	木	二宮町図書館・学校図書館連絡会議①		12人
書架整理ボランティア (4/27～5/17活動日数8日)			図書館	のべ16人/ のべ18時間 50分

生涯学習課事業予定(平成30年5月18日～平成30年6月28日)

図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	開始時間
5/18	金	わらべうたであそぼう(未就園児とその親)	ラディアン和室	①10:00～ ②11:00～
5/19	土	おおきいおはなし会 - 小学生から	図書館おはなしのへや	13:30～
5/19	土	おはなし会とおりがみあそび	図書館おはなしのへや	14:00～
5/23	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	10:00～
5/26	土	大人が楽しむおはなし会	ラディアン和室	14:00～
5/27	日	雑誌リサイクルコーナー	図書館	10:00～
6/1	金	図書リサイクルコーナー	図書館	9:30～
6/6	水	ブックスタート(健康づくり課と共催)	保健センター	午後
6/13	水	ちいちゃいおはなし会	図書館おはなしのへや	10:00～
6/15	金	わらべうたであそぼう(未就園児とその親)	ラディアン和室	①10:00～ ②11:00～
6/16	土	おおきいおはなし会 - 小学生から	図書館おはなしのへや	13:30～
6/16	土	おはなし会とおりがみあそび	図書館おはなしのへや	14:00～
6/21	木	託児サービス	ラディアン保育室	10:00～
6/21	木	修理ボランティア	ボランティアルーム	10:00～
6/22	金	平成30年度第1回図書館協議会	ミーティングルーム1	14:00～
6/27	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	10:00～
6/28	木	子育て支援講座 わらべうたであそぼう! <乳児向け>①	ラディアン和室	10:30～

※書架整理ボランティアの活動日:原則 毎週火曜日・土曜日 9:30～17:00

議案第1号

平成31年度二宮町立小・中学校で使用する教科用図書採択方針について

平成30年5月18日提出

二宮町教育委員会教育長 府川 陽一

〔提案理由〕

平成31年度に二宮町立小・中学校において使用する教科用図書採択するに当たり、その方針を定めるために提案する。

平成 31 年度二宮町立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択方針

二宮町教育委員会は、神奈川県教育委員会が定めた「平成 31 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」に則り、平成 31 年度に使用する教科用図書の採択方針を定める。

- 1 採択権者の責任において、公明・適正を期し、採択する。
- 2 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、神奈川県教育委員会の「教科用図書調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、二宮町教科用図書採択検討委員会の協議内容を参考にし、採択する。
- 3 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。
- 4 小学校及び中学校の特別支援学級で使用する教科用図書については、学習指導要領に定められた各教科の目標や児童・生徒の障害の状態及び特性に応じ、教育目標の達成上適切なものを採択する。

平成 31 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 10 条の規定に基づき、平成 31 年度に義務教育諸学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）において規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書（学校教育法第 34 条第 1 項（同法第 49 条、第 70 条第 1 項及び第 82 条において準用する場合を含む。）及び附則第 9 条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。

1 平成 31 年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、並びに特別支援学校の小学部・中学部において使用する教科用図書は、学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、それぞれの「教科書目録（平成 31 年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書（特別支援学校・学級用）の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）における教科用図書選定審議会等（以下「審議会等」という。）の諮問機関は、教科用図書の採択についての審議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 複数市町村で採択地区を構成する場合、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により組織や運営に関する規約を定めて、教科用図書の採択について協議を行うための協議会（以下「採択地区協議会」という。）を設け、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

その際、協議に臨む前に各教育委員会としての採択方針等を事前に定め、予め公表することにより、採択事務の手續について明確にしておくこと。
- (4) 採択権者は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択地区における審議会等の委員名、採択にいたる経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。
- (5) 採択権者は、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保するとともに、採択に当たっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めること。
- (6) 神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要がある場合は、小学校用教科用図書調査研究の結果（平成 27・28・29・30 年度用）、中学校、中等教育学校の前期課程用教科用図書調査研究の結果（平成 28・29・30・31 年度用）、「小学校特別の教科 道徳」に係る小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（平成 30・31 年度用）及び「中学校特別の教科 道徳」に係る中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（平成 31・32 年度用）等を利用し、採択すること。

2 教科用図書採択基準について

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択すること。
- (3) 採択地区における学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択すること。

3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法(例)について

市町教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、採択地区に審議会等を置くことが望ましい。

この審議会等の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 審議会等は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
 - ア 教育委員会
 - イ 校長会
 - ウ 教育研究会
 - エ その他
- (4) 審議会等には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会等での審議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (7) その他、審議会等における必要な事項は、審議会等が教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について

当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定めて、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。採択地区協議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、採択地区の教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書の調査研究に関する資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 採択地区協議会は、採択地区協議会の規約の定めるところにより、当該採択地区内の市町村教育委員会が指名する委員をもって組織する。委員の選任については、当該採択地区内の市町村教育委員会の権限と責任が十分に反映されるよう留意することとし、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
 - ア 当該採択地区内の市町村教育委員会
 - イ 校長会

ウ 教育研究会

エ その他

- (4) 採択地区協議会には、協議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書や学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、採択地区協議会での協議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、採択地区協議会が委嘱する。
- (7) その他、採択地区協議会における必要な事項は、採択地区協議会が当該採択地区内の教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

5 平成 31 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点

平成 31 年度使用小学校教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の児童の学習等に鑑み、教材・配列などの取扱いが適切なものであるかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 教育基本法において、新たに規定された [教育の目標] (第 2 条) 及び [学校教育] (第 6 条第 2 項) の内容を踏まえているか。

[教育の目標]

第 2 条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

[学校教育]

第 6 条

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の

発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受けるものが、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

- 学校教育法において、新たに規定された〔小学校教育の目標〕（第30条）の内容を踏まえているか。

〔小学校教育の目標〕

第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

- 学習指導要領の各教科の目標を踏まえているか。また、教育内容の主な改善事項のうち、次の内容を踏まえているか。

- ・ 言語活動の充実
- ・ 伝統や文化に関する教育の充実
- ・ 道徳教育の充実
- ・ 体験活動の充実

(イ) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容を踏まえているか。
 - ・ [思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - ・ [たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - ・ [社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(ウ) 内容

- 内容の程度は、児童の発達の段階に即して適切であるか。
- 既習内容を定着させるため、繰り返し学習させる内容は充実しているか。
- 社会的状況を反映した題材を取り上げ、児童が興味を持って学習できるように配慮されているか。
- 他の教科等との関連が必要に応じて取り上げられているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。
- 児童の理解や習熟の程度に応じた、発展的な学習の内容の取扱いは適切であるか。

(I) 構成・分量・装丁

- 内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。
- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、児童が使いやすいように配慮されているか。

(カ) 表記・表現

- 文章表現や漢字・かなづかい・用語・記号・計量単位・図版などの使用は適切であるか。
- 文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。
- 文章・図版などの割付けは適切であるか。

イ 教科・種目別の観点

(ア) 国語（書写を除く）

- 各領域（話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと）で、学習指導要領に示された言語活動例は適切に取り上げられているか。
- 伝統的な言語文化の教材例は適切に取り上げられているか。
- 学年別漢字配当表に配当されている漢字や新出語句の提示は適切であるか。

(イ) 書写

- 毛筆と硬筆の教材例の提示及び関連は適切であるか。
- 姿勢や筆記用具等の扱いについての提示は適切であるか。
- 日常生活との関連を図った教材例は適切に配列されているか。

(ウ) 社会

- 社会的事象に関する基礎的な知識や技能等を習得させる工夫がされているか。
- 地図、統計、各種の資料は、最新のデータを使うなど信頼性があり、児童の発達の段階に即しているか。
- 作業的、体験的な学習や問題解決的な学習は適切に取り上げられているか。

(エ) 地図

- 基本図・部分図・資料図・索引などは適切に配列されているか。
- 統計、各種の資料は、最新のデータを使うなど信頼性があり、児童の発達の段階に即しているか。
- 地図を活用した自主的な学習をするための工夫がされているか。

(イ) 算 数

- 算数的活動として、作業的・体験的な活動や具体物を用いた活動などが適切に配列されているか。
- 基礎的、基本的な知識、技能の定着を図るため、発達や学年の段階に応じたスパイラルによる学習活動は適切に配列されているか。
- 言葉、数、式、図、表、グラフなどを用いて表現したり、説明したりする活動は適切に取り上げられているか。

(カ) 理 科

- 観察、実験、ものづくり、栽培、飼育の5つの活動は問題解決の能力の育成に適した配列や内容になっているか。
- 見通しをもって観察、実験などを行ったり、それらの結果を整理し考察し表現したりするために、図や表、挿絵等は適切に配列されているか。
- 環境教育に関する図表や写真などの資料は児童の発達の段階に即しているか。

(キ) 生 活

- 自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりが具体的に把握できる内容構成になっているか。
- 気付きの質が高まるような多様な学習活動が扱われているか。
- 児童の興味・関心を喚起させるような活動（学習対象に直接働きかける活動、体験的な活動）は発達の段階に応じて適切に取り上げられているか。

(ク) 音 楽

- 表現や鑑賞の教材は、多様な音楽の中から児童の発達の段階に応じて適切に選択されているか。
- 表現や鑑賞及び共通事項の学習内容が相互に関連しながら取り扱われ、音楽活動の基礎的な能力を培う学習の展開は工夫されているか。
- 我が国や郷土の伝統音楽を扱う学習内容は充実しているか。

(ケ) 図画工作

- 児童が感性を働かせながらつくりだす喜びを味わえるように、表現及び鑑賞の内容や題材は適切に取り上げられているか。
- 表現や鑑賞の教材が、多様な表現の方法や題材の中から児童の発達の段階に応じて、適切に選択されているか。
- 印刷やレイアウトは、色彩豊かで美的な表現及びバランスのとれた構成となっているか。

るか。

(㉓) 家 庭

- 日常生活に必要な衣食住の基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けられるように、実践的・体験的な学習活動を題材として適切に取り上げられているか。
- 家庭生活への関心を高め生活の営みの大切さに気付くよう、内容構成は工夫されているか。
- 家族の一員として、生活をよりよく工夫する能力と態度を育てるための学習活動は適切に取り上げられているか。

(㉔) 保 健

- 児童が主体的に学習に取り組めるよう、課題をもち、解決に向けて取り組み、過程を振り返ることができる構成となっているか。
- 興味関心が高まるよう、イラスト、写真、事例等の資料が身近な生活に関する内容で、分かりやすく工夫されているか。
- 思考力・判断力が身に付き、実践的な理解が深まるよう、知識を活用する学習活動が適切に取り上げられているか。

6 中学校「特別の教科 道徳」に係る平成 31 年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について

平成 31・32 年度に使用される中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の生徒の学習等に鑑み、教材・配列などの取扱いが適切なものであるかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

(1) 教科・種目と共通する観点

ア 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 教育基本法において、新たに規定された [教育の目標] (第 2 条) 及び [学校教育] (第 6 条第 2 項) の内容を踏まえているか。

[教育の目標]

第 2 条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精

神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

[学校教育]

第6条

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受けるものが、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

○ 学校教育法において、新たに規定された〔中学校教育の目標〕（第46条）の内容を踏まえているか。

[中学校教育の目標]

第46条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。（※第30条第2項の準用）

○ 学習指導要領の各教科の目標を踏まえているか。また、教育内容の主な改善事項のうち、次の内容を踏まえているか。

- ・ 言語活動の充実
- ・ 伝統や文化に関する教育の充実
- ・ 体験活動の充実

イ かながわ教育ビジョンとの関連

○ 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容を踏まえているか。

- ・ [思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
- ・ [たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
- ・ [社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

ウ 内容

- 内容の程度は、生徒の発達の段階に即して適切であるか。
- 既習内容を定着させるため、繰り返し学習させる内容は充実しているか。
- 社会的状況を反映した題材を取り上げ、生徒が興味を持って学習できるように配慮されているか。
- 他の教科等との関連が必要に応じて取り上げられているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。
- 生徒の理解や習熟の程度に応じた、発展的な学習の内容の取扱いは適切であるか。

エ 構成・分量・装丁

- 内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。
- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、生徒が使いやすいように配慮されているか。

オ 表記・表現

- 文章表現や漢字・かなづかい・用語・記号・計量単位・図版などの使用は適切であるか。
- 文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。
- 文章・図版などの割付けは適切であるか。

(2) 「特別の教科 道徳」に係る観点

- 道徳的な課題を生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」につながる内容構成になっているか。
- 自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考える工夫がされているか。
- 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等は適切に取り上げられているか。

7 平成31年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について

小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の障害のある児童・生徒の障害の程度や発達の状態等に鑑み、その取扱いが適切なものであるかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

(1) 教科・種目に共通な観点

ア 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 教育基本法において、新たに規定された〔教育の目標〕（第2条）及び〔学校教育〕（第6条第2項）の内容を踏まえているか。

[教育の目標]

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

[学校教育]

第6条

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受けるものが、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

- 学校教育法において、新たに規定された〔小学校教育の目標〕（第30条）及び〔中学校教育の目標〕（第46条）の内容を踏まえているか。

[小学校教育の目標]

第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

[中学校教育の目標]

第46条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

○ 学習指導要領の各教科の目標を踏まえているか。また、教育内容の主な改善事項のうち、次の内容を踏まえているか。

- ・ 言語活動の充実
- ・ 伝統や文化に関する教育の充実
- ・ 道徳教育の充実
- ・ 体験活動の充実

イ かながわ教育ビジョンとの関連

○ 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容を踏まえているか。

- ・ [思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
- ・ [たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
- ・ [社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

ウ 内容

○ 内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障害の状態及び特性等からみて適切であるか。

○ 内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。

○ 児童・生徒の生活や経験及び関心に対する配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習を進める上でも適切であるか。

○ 他の教科等及び自立活動との関連が必要に応じて配慮されているか。

○ 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

エ 構成・分量・装丁

○ 内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。

○ 各内容の分量とその配分は適切であるか。

○ 体裁がよく、堅牢であり、児童・生徒が使いやすく、安全性にも配慮されているか。

オ 表記・表現

○ 文章表現や漢字・かなづかい・用語・記号・計量単位・図版などの使用は適切であるか。

○ 文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。

○ 文章・図版などの割付けは適切であるか。

(2) 教科・種目別の観点

教科・種目別の観点については、平成 27 年度使用小学校教科用図書調査研究の観点、平

成 28 年度使用中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）教科用図書調査研究の観点、小学校「特別の教科 道徳」に係る平成 30 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程用教科用図書調査研究の観点及び中学校「特別の教科 道徳」に係る平成 31 年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点に準ずるものとする。

8 平成 31 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書選定に係る調査研究資料について

平成 31 年度使用小学校教科用図書の選定に係る調査研究資料は、新たに文部科学大臣の検定を経た教科書がないことに鑑み、小学校用教科用図書調査研究の結果（平成 27・28・29・30 年度用）をもって充てる。

議案第 2 号

二宮町学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

平成 30 年 5 月 18 日提出

二宮町教育委員会
教育長 府川 陽一

〔提案理由〕

二宮町学校運営協議会規則について、必要な改正を行うために提案する。

二宮町学校運営協議会規則の一部を改正する規則

二宮町学校運営協議会規則（平成30年二宮町教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「関して」の次に「協議する機関として」を加え、「保護者」を「児童又は生徒の保護者（以下「保護者」という。）」に改める。

第3条第1項中「が達成できると認められる学校について、協議会を設置することができる。」を「を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を設置する。」に改め、同条第2項中「協議会」を「教育委員会は、協議会」に改め、「、地域住民及び校長」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は、協議会を設置するときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

第4条第1項中「前条第1項の規定により協議会を設置する学校（以下「設置学校」という。）」を「対象学校」に改め、同項第3号中「編制」を「編成」に改め、同項第4号中「予算の」の次に「編成及び」を加え、同条第2項中「設置学校」を「対象学校」に改める。

第5条第1項中「設置学校」を「対象学校」に改め、同条第2項中「協議会は」の次に「、第2条に定める趣旨を踏まえ」を加え、「設置学校」を「対象学校」に、「関する」を「関して別に定める」に改め、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、「より」の次に「教育委員会に対して」を、「あらかじめ」の次に「対象学校の」を加える。

第6条第1項中「毎年」を「毎年度」に、「設置学校」を「対象学校」に改め、同条第2項中「設置学校」を「対象学校」に改める。

第7条第1項中「当該設置学校」を「対象学校」に改め、「について、」の次に「対象学校の」を加え、同条第2項中「当該設置学校」を「対象学校」に改め、「対する」の次に「対象学校の」を加える。

第8条第1項中「任命」を「委嘱し、又は任命」に改め、同項第3号及び第4号中「当該設置学校」を「対象学校」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「設置学校」を「対象学校」に、「申し出」を「申出」に、「第1項」を「前項」に、「任命」を「委嘱又は任命」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第9条の見出しを「（守秘義務等）」に改め、同条第2項第3号中「設置学校」を「対

象学校」に改める。

第14条第1項中「設置学校」を「対象学校」に、「ものとする」を「ことができる」に改める。

第17条の見出しを「（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）」に改め、同条第1項中「行う」の次に「とともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずる」を加え、同条第2項中「設置学校」を「対象学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

二宮町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して<u>協議する機関として</u>二宮町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、<u>児童又は生徒の保護者（以下「保護者」という。）</u>及び地域住民等の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成に取り組むものとする。</p> <p>(設置等)</p> <p>第3条 教育委員会は、前条の趣旨を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を設置する。<u>ただし、小中一貫教育を施す場合その他、教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を設置することができる。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、協議会を設置するときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。</u></p> <p><u>3 教育委員会は、協議会の設置に当たっては、各学校の保護者の意見を反映するよう努めるものとする。</u></p> <p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 <u>対象学校</u>の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>組織編成</u>に関すること。</p> <p>(4) 学校予算の<u>編成及び執行</u>に関すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 <u>対象学校</u>の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。</p> <p>(学校運営に関する意見の申出)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して二宮町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、<u>保護者及び地域住民等の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成に取り組むものとする。</u></p> <p>(設置等)</p> <p>第3条 教育委員会は、前条の趣旨が達成できると認められる学校について、<u>協議会を設置することができる。</u>ただし、小中一貫教育を施す場合その他、教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を設置することができる。</p> <p><u>2 協議会の設置に当たっては、各学校の保護者、地域住民及び校長の意見を反映するよう努めるものとする。</u></p> <p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 <u>前条第1項の規定により協議会を設置する学校（以下「設置学校」という。）</u>の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>組織編成</u>に関すること。</p> <p>(4) 学校予算の<u>執行</u>に関すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 <u>設置学校</u>の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。</p> <p>(学校運営に関する意見の申出)</p>

改正後	改正前
<p>第5条 協議会は、前条第1項各号に掲げる事項のほか、当該<u>対象学校</u>の運営全般について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。</p> <p>2 協議会は、<u>第2条に定める趣旨を踏まえ、当該対象学校</u>の職員の採用その他の任用に関して別に定める事項について、その職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が<u>県費負担教職員</u>であるときは、教育委員会を経由するものとする。</p> <p>3 協議会は、<u>前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べる場合は、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。</u></p>	<p>第5条 協議会は、前条第1項各号に掲げる事項のほか、当該<u>設置学校</u>の運営全般について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。</p> <p>2 協議会は、当該<u>設置学校</u>の職員の採用その他の任用に関する事項について、その職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が<u>県費負担教職員</u>であるときは、教育委員会を経由するものとする。</p> <p>3 協議会は、<u>前項</u>の規定により意見を述べる場合は、あらかじめ校長の意見を聴取するものとする。</p>
<p>(学校運営等に関する評価及び情報提供)</p> <p>第6条 協議会は、<u>毎年度</u>1回以上、当該<u>対象学校</u>の運営状況について評価を行うものとする。</p> <p>2 協議会は、保護者、地域住民等に対し、<u>対象学校</u>の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めなければならない。</p>	<p>(学校運営等に関する評価及び情報提供)</p> <p>第6条 協議会は、<u>毎年</u>1回以上、当該<u>設置学校</u>の運営状況について評価を行うものとする。</p> <p>2 協議会は、保護者、地域住民等に対し、<u>設置学校</u>の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めなければならない。</p>
<p>(学校支援の促進)</p> <p>第7条 協議会は、<u>対象学校</u>の運営について、<u>対象学校</u>の保護者、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。</p> <p>2 協議会は、<u>対象学校</u>の教育活動に対する<u>対象学校</u>の保護者、地域住民等の積極的な理解、協力、参画及び支援が促進されるよう努めるものとする。</p>	<p>(学校支援の促進)</p> <p>第7条 協議会は、<u>当該設置学校</u>の運営について、保護者、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。</p> <p>2 協議会は、<u>当該設置学校</u>の教育活動に対する保護者、地域住民等の積極的な理解、協力、参画及び支援が促進されるよう努めるものとする。</p>
<p>(委員の構成等)</p> <p>第8条 協議会の委員は、15名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が<u>委嘱し、又は任命する。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>対象学校</u>の運営に資する活動を行う者</p> <p>(4) <u>対象学校</u>の校長</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2 教育委員会は、<u>対象学校</u>の校長から<u>申出</u>があったときは、<u>前項</u>の委員の<u>委嘱又は任命</u>について、当該校長から意見を聴くものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(委員の構成等)</p> <p>第8条 協議会の委員は、15名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が<u>任命する。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>当該設置学校</u>の運営に資する活動を行う者</p> <p>(4) <u>当該設置学校</u>の校長</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2 <u>設置学校の校長は、委員を推薦することができる。</u></p> <p>3 教育委員会は、<u>設置学校</u>の校長から<u>申し出</u>があったときは、<u>第1項</u>の委員の<u>任命</u>について、当該校長から意見を聴くものとする。</p> <p>4 (略)</p>

改正後	改正前
<p>4 (略)</p> <p><u>(守秘義務等)</u></p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他、協議会及び<u>対象学校</u>の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。</p> <p>(部会)</p> <p>第14条 協議会は、当該<u>対象学校</u>における教育活動の改善及び充実を図るため、部会を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)</u></p> <p>第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、<u>協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。</u></p> <p>2 教育委員会及び<u>対象学校</u>の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう、必要な情報提供に努めなければならない。</p>	<p>5 (略)</p> <p><u>(守秘義務)</u></p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他、協議会及び<u>設置学校</u>の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。</p> <p>(部会)</p> <p>第14条 協議会は、当該<u>設置学校</u>における教育活動の改善及び充実を図るため、部会を置く<u>ものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>(指導及び助言)</u></p> <p>第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。</p> <p>2 教育委員会及び<u>設置学校</u>の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう、必要な情報提供に努めなければならない。</p>

議案第3号

二宮町立一色小学校学校運営協議会員の委嘱について

平成30年5月18日提出

二宮町教育委員会
教育長 府川 陽一

〔提案理由〕

二宮町立一色小学校の学校運営協議会委員について、平成31年3月31日までの委嘱を提案する。

担当課名 教育総務課

各種委員名 学校運営協議会委員

	氏 名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	小口 愛子	平成30年4月1日	平成31年3月31日	新任
2	露木 七郎			
3	山本 正博			
4	足立 真理子			
5	渡邊 恒文			
6	橋本 由恵			
7	廣上 正市			
8	守屋 保子			

二宮町特色ある学校教育プラン推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、町立小中学校（以下「学校」という。）の児童・生徒が創意あふれた学習活動を展開するために、学校の事業実施に要する経費に対し、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、この要綱を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 児童・生徒の体験活動
- (2) 地域との協働による学校づくり事業
- (3) 生徒・進路指導に関する事業

(交付基準)

第3条 この補助金の算定方法は、別表のとおりとする。

(申請手続等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年5月10日までに規則第4条に規定する交付申請に係る手続きをしなければならない。

2 町長は、速やかに規則第5条第1項の規定に基づく決定をし、同条第2項に規定する通知書を通知しなければならない。

3 補助金の交付を受けた者は、町長に対して事業完了後速やかに規則第12条に規定する実績報告をしなければならない。

(交付時期)

第5条 この補助金は、町長が交付決定した日から30日以内に交付するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

補助対象	補助金額	算定方法
① 児童生徒の体験活動	1校あたり 60,000 円に 児童・生徒数に応じた額 を加えた額	5月1日時点の児童・生 徒数×50円
② 地域との協働による 学校づくり事業	1校あたり 25,000 円	
③ 生徒・進路指導に關す る事業	1校あたり 100,000 円に 生徒数に応じた額を加え た額	5月1日時点の生徒数× 240円

二宮町教職員授業力向上研究補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、町立小中学校（以下「学校」という。）の児童・生徒の学力向上のため、教職員の授業力向上研究に要する経費に対し、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、この要綱を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の対象は、学校が教職員の授業力向上を目的として実施する校内研究会の講師謝礼とする。この場合において、補助金のうち、10,000円を上限として、校内研究会のための消耗品に充てることができる。

(交付基準)

第3条 この補助金は、1校につき80,000円を限度とする。

2 補助対象の講師謝礼は、職種区分に応じた1時間あたりの単価（上限）に基づいた額とし、その支払いにあたっては、支払い対象者の職種区分を明らかにするとともに、単価等設定根拠を記載するものとする。

3 職種区分に応じた1時間あたりの単価（上限）額は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大学教授 15,000円
- (2) 大学准教授 12,000円
- (3) その他 10,000円

(申請手続等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年5月10日までに規則第4条に規定する交付申請に係る手続きをしなければならない。

2 町長は、速やかに規則第5条第1項の規定に基づく決定をし、同条第2項に規定する通知書を通知しなければならない。

3 補助金の交付を受けた者は、町長に対して毎年3月10日までに規則第12条に規定する実績報告をしなければならない。

(申請書の添付書類)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する事業計画書に代わって、次の各号に掲げる書類を交付申請書に添付しなければならない。

- (1) 校内研究計画書（第1号様式）
- (2) 校内研究年間計画（第2号様式）

(実績報告書の添付書類)

第6条 補助金の交付を受けた者は、規則第12条に規定する事業実施報告書に代わって、校内研究報告書（第3号様式）を補助事業実績報告書に添付しなければならない。

（交付時期）

第7条 この補助金は、規則第12条第2項の通知の日から30日以内に交付するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

二宮町学校運営費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、二宮町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営に必要な経費について、予算の範囲内において二宮町学校運営費交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の交付対象事業及び交付金額)

第2条 交付金の交付対象事業は、学校の管理運営に必要な経費とする。

2 交付金の額は、当該年度の予算で定める額とする。

(交付金の申請)

第3条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、二宮町学校運営費交付金交付申請書（第1号様式）と併せて次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 当該年度の予算書

(2) その他町長が必要と認める書類

(交付金の決定)

第4条 町長は、前条の申請を受けたときは、内容を審査し、適否を決定し、二宮町学校運営費交付金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付金の請求)

第5条 申請者は、二宮町学校運営費交付金交付請求書（第3号様式）により町長に請求しなければならない。

(実績報告)

第6条 町立学校は、当該年度終了後速やかに、二宮町学校運営費交付金実績報告書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

二宮町学校運営費交付金交付申請書

年 月 日

二宮町長 様

住 所 _____

学校名 _____ 印

校長名 _____

年度において、次のとおり事業を実施したいので、二宮町学校運営費交付金交付要綱第3条の規定により申請します。

1 交付金の名称 _____

2 交付申請額 _____ 円

3 予算書

事業名・内容	金額	備考
計		

第2号様式(第4条関係)

二宮町学校運営費交付金交付(不交付)決定通知書

二第 号
年 月 日

学校名 _____

校長名 _____

二宮町長

年 月 日付けで申請のあった二宮町学校運営費交付金について、二宮町学校運営費交付金交付要綱第4条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 交付する	<input type="checkbox"/> 交付しない
交 付 金 額	円	
交 付 不 行 理 由		

第3号様式(第5条関係)

二宮町学校運営費交付金交付請求書

年 月 日

二宮町長 様

住 所 _____

学校名 _____

校長名 _____

年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった二宮町学校運営費交付金について、二宮町学校運営費交付金交付要綱第5条の規定により、次のとおり請求します。

交付金請求額 _____ 円

第4号様式(第6条関係)

二宮町学校運営費交付金実績報告書

年 月 日

二宮町長 様

住 所 _____

学校名 _____

校長名 _____

年月日	事業名・内容	支出額	備考・領収書番号
	計		

領収書添付票

領収書番号 _____

支出額 _____ 円

領収書添付欄

※本票 1 枚につき、領収書 1 枚。

二宮町文化振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、町民の自主的な文化活動を推進するため、二宮町生涯学習センターラディアンホールにおいて開催する、団体等が行う自主企画による文化事業に要する経費に対し、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、この要綱を定める。

(交付団体)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 町内に活動の拠点をもつこと。
- (2) 団体の規約を有し、かつ、その代表者及び代表者の住所が明らかであること。
- (3) 一定の文化活動の実績があること。
- (4) 会社その他の営利団体でないこと。
- (5) 政治活動又は宗教活動を行う団体でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金は、芸術、若しくは芸能に関する発表会又は演奏会を実施する場合に交付するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、施設使用料及び使用する付帯設備並びに備品等の使用料とする。

(交付基準)

第5条 この補助金は、次の各号に掲げる基準により交付するものとする。

- (1) 補助率 100%
- (2) 算定方法 補助対象経費×100%

(申請手続等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する交付の申請に係る手続きをしなければならない。

- 2 町長は、前項による申請があったときには、速やかに規則第5条第1項の規定に基づく決定をし、同条第2項に規定する通知書を前項の申請を受けた日から30日以内に通知しなければならない。
- 3 補助金を受けた者は、町長に対して当該年度の3月末までに規則第12条に規定する実績報告をしなければならない。

(交付時期)

第7条 補助金の交付時期は、町長が交付決定した日から30日以内とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

二宮町体育協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、本町において町民のスポーツ振興及び体力の向上を図るため、二宮町体育協会に対し、補助金を交付することに関して、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、この要綱を定める。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象経費は、二宮町体育協会が前条の目的で行う事業費、その他団体の運営に必要な経費に充てるものとする。

(交付基準)

第3条 この補助金は、次の各号に掲げる基準により交付するものとする。

- (1) 補助率 100%
- (2) 算定方法 補助対象経費×100%

(申請手続等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する交付申請に係る手続きをしなければならない。

- 2 町長は、速やかに規則第5条第1項の規定に基づく決定をし、同条第2項に規定する通知書を前項の申請を受けた日から30日以内に通知しなければならない。
- 3 補助金の交付を受けた者は、町長に対して、町長の定める期日までに実績報告をしなければならない。

(交付時期)

第5条 補助金の交付時期は、町長が交付決定した日から30日以内とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(様式1-1)

平成30年5月1日現在の児童・生徒数及び学級数等調査

(二宮町) 教育委員会・教育事務所

番号	学校名	学級	給食	5月1日の児童(生徒)数								5月1日の実学級数									
				1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常学級計	特別支援学級計	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常学級計	特別支援学級計	合計
1	二宮小学校	A	Z	102	107	120	90	88	114	621	24	645	3	4	3	3	3	3	19	6	25
		B		1		2	5	1	2		11								0	2	
		C					2				2								0	1	
		F		1							1								0	1	
		H			3	2	2	1	2		10								0	2	
2	一色小学校	A	Z	18	29	28	34	55	33	197	10	207	1	1	1	1	2	1	7	3	10
		B		1					2		3								0	1	
		C						1			1								0	1	
		H		2	2	2					6								0	1	
3	山西小学校	A	Z	49	55	54	69	67	74	368	8	376	2	2	2	3	2	2	13	2	15
		B			2	1	1	1			5								0	1	
		H			2		1				3								0	1	
	区分別計	A	Z	169	191	202	193	210	221	1,186	42	1,228	6	7	6	7	7	6	39	11	50
		B		2	2	3	6	2	4		19								0	4	
		C		0	0	0	2	1	0		3								0	2	
		F		1							1								0	1	
		H		2	7	4	3	1	2		19								0	4	
				174	200	209	204	214	227	1,186	43	1,228	6	7	6	7	7	6	39	11	50

- 1 新設校は、番号の下段に「新」と記入してください。
- 2 本校と分校は別々に通し番号を付し、分校は○印で番号を囲んでください。
- 3 特別支援学級及び長欠者数は、通常学級の下の欄を使って記入してください。
- 4 長欠者は、通常学級と特別支援学級を合わせた数を記入してください。学級数の記入は不要です。
- 5 市区町村の学級区分毎に、集計行を記入してください。

平成30年5月1日現在の児童・生徒数及び学級数等調査

(二宮町) 教育委員会・教育事務所

番号	学校名	学級	給食	5月1日の児童(生徒)数									5月1日の実学級数									
				1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常学級計	特別支援学級計	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常学級計	特別支援学級計	合計	
1	二宮中学校	A	Z	106	115	128					349	9	358	3	3	4				10	3	13
		B				3						3	3							0	1	1
		C		1								1	1							0	1	1
		H		1	1	3						5	5							0	1	1
2	二宮西中学校	A	Z	103	91	80					274	3	277	3	3	3				9	2	11
		C				1						1	1							0	1	1
		H			1	1						2	2							0	1	1
											0		0							0		0
											0		0							0		0
											0		0							0		0
											0		0							0		0
											0		0							0		0
											0		0							0		0
											0		0							0		0
	区分別計	A	Z	209	206	208					623	12	635	6	6	7				19	5	24
		B	Z	0	0	3						3								0	1	1
		C	Z	1	0	1						2								0	2	2
		H	Z	1	2	4						7								0	2	2
				211	208	216					623	12	635	6	6	7				19	5	24

- 1 新設校は、番号の下段に「新」と記入してください。
- 2 本校と分校は別々に通し番号を付し、分校は○印で番号を囲んでください。
- 3 特別支援学級及び長欠者数は、通常学級の下欄を使って記入してください。
- 4 長欠者は、通常学級と特別支援学級を合わせた数を記入してください。学級数の記入は不要です。
- 5 市区町村の学級区分毎に、集計行を記入してください。

平成30年度6月定例教育委員会議予定

- 1 日 時 平成30年6月29日(金) 9時30分から
- 2 場 所 二宮町町民センター 2Aクラブ室
- 3 付議事項
- 4 報告・協議事項

(定例会終了後) 学校給食試食(給食費を当日徴収させていただきます。)
一色小学校学校訪問

※出席を要する主な行事

- | | | |
|----------|-------|--------------------------------------------|
| 5月25日(金) | | 平成30年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会
(藤枝市) |
| 5月26日(土) | 8時40分 | 二宮中学校汐鳴祭体育の部 |
| 6月 2日(土) | 9時00分 | 二宮小学校運動会 |
| | 9時00分 | 一色小学校運動会 |
| 6月29日(金) | 9時30分 | 6月定例教育委員会議(町民センター2Aクラブ室)
(午後) 一色小学校学校訪問 |
| 7月27日(金) | 9時30分 | 7月定例教育委員会議(町民センター2Aクラブ室) |